

規約新旧対照表

新	旧
<p>(減少設立事業所に係る掛金の一括徴収)</p> <p>第 6 1 条の 3 この基金は、設立事業所が減少する場合（倒産等により当該事業所の法第 9 条に規定する被保険者全員がその資格を喪失する場合及び事業所が事業を休業するため被保険者全員がその資格を喪失する場合を除く。）において、当該減少に係る設立事業所（以下「減少設立事業所」という。）、この基金の設立事業所以外の事業所に事業の一部の譲渡（以下「一部事業譲渡」という。）を行い、転籍のため加入員の一部を脱退させる設立事業所（以下「一部事業譲渡を行う事業所」という。）、<u>これらに準ずる事実（この基金の設立事業所が、この基金の設立事業所以外の事業所に、一部事業譲渡契約を締結せずに、転籍のために加入員の一部を脱退させた場合をいい、以下「一部事業譲渡に準ずる事実」という。）があったと認められる事業所（以下「一部事業譲渡に準ずる事実があったと認められる事業所」という。）</u>又は会社の分割（事業を承継する事業所がこの基金の設立事業所である場合を除く。以下「会社分割」という。）を行い、事業の承継のため加入員の一部を脱退させる設立事業所（以下「会社分割を行う事業所」という。）<u>から</u>、減少設立事業所が減少しない、一部事業譲渡を行う事業所、<u>一部事業譲渡に準ずる事実があったと認められる事業所</u>又は会社分割を行う事業所が一部事業譲渡、<u>一部事業譲渡に準ずる事実</u>又は会社分割を行わないとしたならば、当該事業所の事業主から徴収することとなる次に掲げる債務及び不足金を掛金（以下「減少事業所特別掛金」という。）として一括して徴収するものとする。</p>	<p>(減少設立事業所に係る掛金の一括徴収)</p> <p>第 6 1 条の 3 この基金は、設立事業所が減少する場合（倒産等により当該事業所の法第 9 条に規定する被保険者全員がその資格を喪失する場合及び事業所が事業を休業するため被保険者全員がその資格を喪失する場合を除く。）において、当該減少に係る設立事業所（以下「減少設立事業所」という。）、この基金の設立事業所以外の事業所に事業の一部の譲渡（以下「一部事業譲渡」という。）を行い、転籍のため加入員の一部を脱退させる設立事業所（以下「一部事業譲渡を行う事業所」という。）又は会社の分割（事業を承継する事業所がこの基金の設立事業所である場合を除く。以下「会社分割」という。）を行い、事業の承継のため加入員の一部を脱退させる設立事業所（以下「会社分割を行う事業所」という。）<u>に対し</u>、減少設立事業所が減少しない、一部事業譲渡を行う事業所又は会社分割を行う事業所が一部事業譲渡又は会社分割を行わないとしたならば、当該事業所の事業主から徴収することとなる次に掲げる債務及び不足金を掛金（以下「減少事業所特別掛金」という。）として一括して徴収するものとする。</p>

規約新旧対照表

新	旧
<p>ア 特別掛金収入現価相当額</p> <p>イ 繰越不足金</p> <p>2 前項に定める減少事業所特別掛金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1)前項のアに定める特別掛金収入現価相当額</p> <p>設立事業所が減少する日、一部事業譲渡日、<u>一部事業譲渡に準ずる事実があったと認められる日</u>又は会社分割日（以下「減少日」という。）の直前の財政決算日（財政決算は代議員会の議決を経たものとする。ただし、当該直前の財政決算日以降に財政計算を行い、当該財政計算が代議員会で議決されている場合（給付の額の変更を伴う財政計算であって減少設立事業所に対する給付が変更後の規定により行われない場合を除く。）は、当該財政計算日とする。以下同じ。）における特別掛金収入現価相当額に、減少日の直前の財政決算日におけるこの基金の標準給与月額の内額に対する減少設立事業所の加入員（一部事業譲渡、<u>一部事業譲渡に準ずる事実</u>又は会社分割の場合は、当該<u>一部事業譲渡、一部事業譲渡に準ずる事実</u>又は会社分割により資格喪失する加入員）に係る標準給与月額の内額の割合を乗じて得た額から減少設立事業所、一部事業譲渡を行う事業所、<u>一部事業譲渡に準ずる事実があったと認められる事業所</u>又は会社分割を行う事業所が直前の決算日以後減少日までに納付した当該特別掛金の額を控除して得た額</p> <p>(2)前項のイに定める繰越不足金</p> <p>減少日の直前の財政決算日における繰越不</p>	<p>ア 特別掛金収入現価相当額</p> <p>イ 繰越不足金</p> <p>2 前項に定める減少事業所特別掛金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1)前項のアに定める特別掛金収入現価相当額</p> <p>設立事業所が減少する日、一部事業譲渡日又は会社分割日（以下「減少日」という。）の直前の財政決算日（財政決算は代議員会の議決を経たものとする。ただし、当該直前の財政決算日以降に財政計算を行い、当該財政計算が代議員会で議決されている場合（給付の額の変更を伴う財政計算であって減少設立事業所に対する給付が変更後の規定により行われない場合を除く。）は、当該財政計算日とする。以下同じ。）におけるこの基金の標準給与月額の内額に対する減少設立事業所の加入員（一部事業譲渡又は会社分割の場合は、当該譲渡又は会社分割により資格喪失する加入員）に係る標準給与月額の内額の割合を乗じて得た額から減少設立事業所、一部事業譲渡を行う事業所又は会社分割を行う事業所が直前の決算日以後減少日までに納付した当該特別掛金の額を控除して得た額</p> <p>(2)前項のイに定める繰越不足金</p> <p>減少日の直前の財政決算日における繰越不</p>

規約新旧対照表

新	旧
<p>足金額（前号に定める特別掛金収入現価相当額に係る特別掛金率に織込み済の額を除く。）に、減少日の直前の財政決算日におけるこの基金の標準給与月額の内額に対する減少設立事業所の加入員（一部事業譲渡、<u>一部事業譲渡に準ずる事実</u>又は会社分割の場合は、当該<u>一部事業譲渡、一部事業譲渡に準ずる事実</u>又は会社分割により資格喪失する加入員）に係る標準給与月額の内額の割合を乗じて得た額</p>	<p>足金額（前号に定める特別掛金収入現価相当額に係る特別掛金率に織込み済の額を除く。）に、減少日の直前の財政決算日におけるこの基金の標準給与月額の内額に対する減少設立事業所の加入員（一部事業譲渡又は会社分割の場合は、当該譲渡又は会社分割により資格喪失する加入員）に係る標準給与月額の内額の割合を乗じて得た額</p>
<p>3 前2項の規定による減少事業所特別掛金については、基金は減少日の10日前までに納入の告知を行う。ただし、減少設立事業所、一部事業譲渡を行う事業所、<u>一部事業譲渡に準ずる事実があったと認められる事業所</u>又は会社分割を行う事業所の申出又は報告が遅れた場合は、この限りでない。</p>	<p>3 前2項の規定による減少事業所特別掛金については、基金は減少日の10日前までに納入の告知を行う。ただし、減少設立事業所、一部事業譲渡を行う事業所又は会社分割を行う事業所の申出又は報告が遅れた場合は、この限りでない。</p>
<p>4 減少設立事業所、一部事業譲渡を行う事業所、<u>一部事業譲渡に準ずる事実があったと認められる事業所</u>又は会社分割を行う事業所の事業主は、前項の規定により納入の告知をされた減少事業所特別掛金について、納付期限までに、この基金に納付しなければならない。</p>	<p>4 減少設立事業所、一部事業譲渡を行う事業所又は会社分割を行う事業所の事業主は、前項の規定により納入の告知をされた減少事業所特別掛金について、納付期限までに、この基金に納付しなければならない。</p>
<p>5 第1項に規定する減少は、任意脱退する場合、この基金の設立事業所でない事業所に合併される場合又はこの基金の設立事業所でない事業所に全部事業譲渡する場合をいい、当該事実が決定した時点で、減少設立事業所の事業主は、この基金に対し、当該事実が決定した旨を事前に申し出なければならない。また、一部事業譲渡を行う事業所、<u>一部事業譲渡に準ずる事実があったと認められる事業所</u>又は会社分割を行う事業所の事業主は、こ</p>	<p>5 第1項に規定する減少は、任意脱退する場合、この基金の設立事業所でない事業所に合併される場合又はこの基金の設立事業所でない事業所に全部事業譲渡する場合をいい、当該事実が決定した時点で、減少設立事業所の事業主は、この基金に対し、当該事実が決定した旨を事前に申し出なければならない。また、一部事業譲渡を行う事業所又は会社分割を行う事業所の事業主は、この基金に対し、当該事実の申出を行わなければならない。</p>

規約新旧対照表

新	旧
<p>の基金に対し、当該事実の申出を行わなければならない。</p> <p>(一部事業譲渡に準ずる事実の判定)</p> <p>第61条の4 この基金は、次の各号のいずれかに掲げる事実があり、かつ、前条に定める一部事業譲渡に準ずる事実があったことが確認された場合は、次条に基づき当該事業所の事業主に対し、脱退等に係る特別掛金の納入告知を行うものとする。</p> <p>(1) 当該事業所の加入員の2割以上の資格喪失の届を受付けたとき</p> <p>(2) 過去24月の当該事業所の加入員数と比較して、2割以上の減少が認められたとき</p> <p>2 この基金は、前条に定める一部事業譲渡に準ずる事実があったことを確認するため、当該事業所の事業主に対し、加入員減少の理由の説明を求めることができる。加入員減少の理由の説明を求められた事業所の事業主は、この基金に対し、加入員減少の理由を説明しなければならない。</p> <p>3 前項による事業所の事業主の説明の結果、一部事業譲渡に準ずる事実の有無の判定が困難な場合は、この基金の理事長は、代議員会を招集し、第1項に定める納入告知を行うかどうかを付議するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この規約は、平成24年4月1日から施行する。</p>	

規約新旧対照表

新	旧
<p><u>(掛金に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 平成24年3月以前の各月に係る掛金に</u> <u>ついては、なお従前の例(掛金率及び負担割合)</u> <u>による。</u></p>	

規約新旧対照表

新	旧
<p>(事務費掛金)</p> <p>第62条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 毎事業年度における事業費掛金の額は、加入員の報酬標準給与に<u>1,000分の2</u>を乗じて得た額とする。</p> <p><u>(特例掛金)</u></p> <p><u>附則第5条 この基金は第59条及び第62条に規定する掛金のほか、財政運営の安定化を図ることを目的として、規約に基づく給付に要する費用に充てるため、当分の間、加入員の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までの各月につき、特例掛金を徴収する。</u></p> <p><u>2 前項の特例掛金の額は、平成24年度においては、加入員の報酬標準給与の月額に1,000分の1を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>3 第1項の特例掛金は、事業主が全額負担する。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この規約は、平成24年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(掛金に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 平成24年3月以前の各月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。</u></p>	<p>(事務費掛金)</p> <p>第62条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 毎事業年度における事業費掛金の額は、加入員の報酬標準給与に<u>1,000分の3</u>を乗じて得た額とする。</p>